

改憲阻止のために私たちにできること

飯島 滋明(名古屋学院大学)

1. 改憲にむけて肅々と準備を進める自民党
最近、天皇退位と新天皇即位、新元号「令和」の話題がメディアで大々的に報じられているため、改憲の話はあまり目立たないかもしれない。自民党は改憲の動きを控えていると感じている市民も少なくないかもしれない。しかし自民党は憲法改正に向け、肅々と準備を進めている。

2018年11月19日、自民党憲法改正推進本部の全体会が開催された。そこで安倍首相の側近である下村博文憲法改正推進本部長が「気運を高めるための仕事をする」と強調した。具体的には、全国289の衆議院選挙区ごとに推進本部を設け、各地で憲法の学習会を開くことを要求した。その上、各地で憲法改正に関する学習会を担当できる人材を育てる方針も打ち上げた。こうした方針は2019年1月にも確認されている。2019年2月28日、自民党は憲法改正の必要性を訴えるピラを作成した。そのピラに関してはHPで「各国の改正状況や4項目の考え方を分かりやすく説明しており、国会審議と並行して改憲機運の情勢に向けた取り組みを加速させてまいります」と紹介されている。3月6日、自民党は統一地方選の政策パンフレットを発表した。そのパンフレットでは「時代の転換期にある今、改めて国民世論を喚起し、新しい時代に即した憲法の改正に向け、取組みを更に強めます」と記されている。3月13日、下村博文自民党憲法改正推進本部長は衆議院文部科学委員会で、憲法審に先駆けて「教育充実」の条文案(たたき台素案)を読み上げた。憲法審査会が開催されないため、自民党は改憲案を国会で審議する機会を持っていない状態が続いているが、そうした事態を踏まえて下村博文氏は衆議院文科委員会でたたき台素案を読み上げるという「裏技」を使った。4月10日、自民党の憲法改正推進本部は幹部会合を開き、改憲の必要性を訴える漫画を作成することを決定した。前日9日には安倍首相が漫画作成を了承している。4月23日、安倍首相は都内で開催された新憲法制定議員同盟(中曽根康弘元首相が会長)の大会にメッセージを送った。そのメッセージでは、「平成は自衛隊への国民の信頼がゆるぎないものになった。意見論争に終止符を打つことが政治家の責任だ」、「家庭の経済事情にかかわらず、教育はすべての子どもたちに真に開

かれたものとしなければならない」等と述べ、自衛隊の憲法明記と教育分野での憲法改正の重要性を訴えた。

2 憲法改正を阻止するために

以上のように、自民党は肅々と憲法改正のために毒牙を研いでいる。憲法学者に関して言えば、憲法を崇め奉り、一切の改憲に反対する「憲法教」のようなレッテルを貼られることがある。しかし、決してそうではない。「基本的人権の尊重」「平和主義」「国民主権」をさらに発展させるような憲法改正であれば、私だけではなく、多くの憲法学者も賛成するだろう。ではなぜ憲法学者の多くは自民党の憲法改正に反対するのか。それは「令和元年という新しい時代のスタートに立ち、この国の未来像について真正面から議論を行うべき時に来ている」(4月23日の安倍首相のメッセージ)などのように、新しい時代→新しい憲法などと言いながら、安倍自民党の進める憲法改正は「基本的人権の尊重」「平和主義」「国民主権」を空洞化する、歴史に逆行する復古的な憲法改正に他ならないからである。安倍自民党の言うような憲法改正が実現すれば、私たちの子どもや孫の世代は「暗黒社会」となりかねない。そこで私たちは将来の世代が幸せな社会で暮らせることができるようにするため、安倍自民党が実行しようとしている憲法改正を全力で阻止しなければならない。そのためには以下のような取り組みが必要となる。

(1)「憲法審査会」を開催させないこと

まず、自民党、公明党、日本維新の会が進めるような憲法改正をさせないためには、「憲法審査会」を開催させないことが大切である。自民党、公明党、日本維新の会は憲法審査会を開催しようと躍起になっている。まずは憲法審査会を開催して、公職選挙法並びの改正「改憲手続法」成立させることを自民党、公明党、日本維新の会は目指している。翌日には「野党の皆さんに不快感を与え、結果として(18日に)協議が成立しなかった。憲法審査会を前に進めて頂きたいという私の本意とは違う」と謝罪に追い込まれたものの、4月18日、自民党の萩生田幹事長代行はインターネットの番組で、今国会で憲法審査会が開催されていない状況に関して、「新しい時代になったら、少しワイルドな憲法審査会を進めていかなければならない」、「国民の主権を奪っている。国会の一部の人たちが」等と発言した。憲法審査会での議論に応じることだけなら問題ないと考える人もいるかもしれない。しかし憲法審査会での議論